食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)(抄)食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができるの高度化を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水の高度化を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水の。以下「認定高度化計画」という。)に従って製造過程の管理の。以下「認定高度化計画」という。)に従って製造過程の管理の。以下「認定高度化計画」という。)に従って製造過程の管理の。以下「認定高度化計画」という。)に従って製造過程の管理の。(高度化計画の変更等)	3 (略)	第五条~第七条 (略) 3 (略) 2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 第四条 (略)	第一条~第三条 (略) 改正 案
っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。の。以下「認定高度化計画」という。)に従って施設の整備を行(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のも2.認定法人は、認定事業者が前条第一項の認定に係る高度化計画第九条 (略)	3 (略)	第五条~第七条 (略) 3 (略) 2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 2 高度化基準の管理の高度化を図るための施設の整備の基準 一 製造過程の管理の高度化の目標 (高度化基準の認定)	第一条~第三条 (略) 現 行

第十条~第十七条 (略)	第十条~第十七条 (略)
第十八条(略)(認定業務規程)	第十八条(略)(認定業務規程)
ばならない。 、 遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなけれる。 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは2 (略)	2 (略)
4 (略)	3 (略)
第十九条~第二十一条 (略)	第十九条~第二十一条 (略)
五 (略) 四 第十八条第四項又は前条の規定による命令に違反したとき。 一~三 (略) 第二十二条 (略)	五 (略) 四 第十八条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。 ー〜三 (略) 第二十二条 (略) 第二十二条 (略)
第二十三条》第二十六条 (略)	第二十三条~第二十六条 (略)
附則	附則
第一条 (略)	第一条 (略)
ものとする。 第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止する(この法律の廃止)	ものとする。 第二条 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に廃止する(この法律の廃止)
第三条 (略)	第三条 (略)